

(第一類 第十四号)(附属の八)

衆議院 第百九十八回国会 予算委員会第七分科会議録 (經濟産業省所管)

第一号

本分科会は平成三十一年二月二十二日(金曜日)委員会において、設置することに決した。

月二十六日
本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任さ
れた。

小田原 濑君 古屋 吉司君
宮下 一郎君 山本 幸三君
逢坂 誠二君 階 猛君
浦野 靖人君

一月二十六日

宮下一郎君が委員長の指名で、主査に選任され
た。

平成三十一年二月二十七日(水曜日)

昌黎分種員

三
官
一
郎君

繁本
古屋
吉司君
山本
幸三君

逢坂 誠二君
浦野 靖人君
階 猛君

秋本 真利君
佐々木 紀君

兼務 伊藤 俊輔君
中谷 兼務 神谷 裕君
一馬君 道下 大樹君

兼務 浅野 哲君 兼務 緑川 貴士君
兼務 高木美智代君 兼務 濱地 雅一君

兼務 畑野 君枝君

経済産業大臣
文部科学副大臣
世耕弘成君
浮島智子君

経済産業副大臣 関
経済産業副大臣 磯崎 芳弘君
経済産業副大臣 仁彦君

政府参考人	官	田中 誠一君
厚生労働省大臣官房審議官	山本 麻里君	政府参考人
(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)	藤木 俊光君	官(林野厅)林政部長
政府参考人	渡邊 毅君	政府参考人
(経済産業省大臣官房審議官)	淳君	官(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人	新居 泰人君	官(経済産業省大臣官房審議官)
(経済産業省大臣官房審議官)	松尾 剛彦君	官(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人	成田 達治君	官(経済産業省大臣官房審議官)
(経済産業省大臣官房審議官)	島田 勘資君	官(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人	正樹君	官(経済産業省貿易経済協力局長)
(経済産業省貿易経済協力局長)	石川 正樹君	官(経済産業省貿易経済協力局長)
政府参考人	井上 宏司君	官(経済産業省製造産業局長)
(経済産業省製造産業局長)	西山 圭太君	官(経済産業省商務情報政策局長)
政府参考人	江崎 権英君	官(経済産業省商務情報政策局長)
(経済産業省商務情報政策局長)	松山 泰浩君	官(資源エネルギー庁資源・燃料部長)
政府参考人	長 ルギー・新エネルギー部	官(資源エネルギー庁資源・燃料部長)
(資源エネルギー庁資源・燃料部長)	亮君	政府参考人

行つていくということを目的といたしまして、二月十五日から三月十八日にかけて、全国十カ所で説明会を開催いたしております。実際、参加いただいている方々の人数でござりますけれども、多いところで、例えば東京でござりますと二月十五日に実施しておりますが、百九十名の方々にお越しいただいております。地方によつては数十名というケースもございますけれども、数十名から大体二百名弱といつたようなどころになつております。

説明会では、独立行政法人情報処理推進機構、いわゆるIPAさん、それと、あとはITベンダーの方々にも御協力いただき、経産省の職員もみずから説明に赴きまして、改元に伴う情報システムの対応について、想定される段取りや、あるいは留意すべきポイント、それから新元号の実装方法などについて説明を行つてはいるところあります。

これに対して、実際に現場で、説明会の参加者の方々からいだいている御質問としては、やはり実際のアップデートの方法など技術的な質問が多い状況なのかななどいうふうに承つております。こうした技術的な質問への対応も含めまして、引き続きI.T.ベンダーの皆様とも協力しながら、以上でございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。

説明会はもちろんそれに加えてホームページなどでも資料を掲載するなど、引き続き民間企業等への情報提供をしつかりと進めてまいりたいと考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

説明会に来ていただいている方々が数十名から二百名規模ということでありました。多いか少ないかはともかくとして、やはりI.T.システムにかかる業者さんの数はそんなオーダーではありますので、まだまだ、経産省の方々が説明する情報に触れていない方もたくさんいらっしゃると思います。ホームページでの公開等も検討されてい

していただきたいと思います。

その上で、次の質問をさせていただきますけれども、システム改修に向けた準備というものは今進めさせていただいていると思うんですが、これが適切

にしっかりと行われること、言い方をかえれば、公正な取引環境のもとで行われるように準備をするべきではないかというふうに思つております。

例えば、これは想像の範囲を超えませんけれども、発注元が、その優越的な立場を利用して、通常のメンテナンス、保守サービスの範囲内で改元

くれという無理なお願いをするケースも想定がされることはあります。こういうものに対しても、しっかりと対応をしていただきたいということ。

また、四月一日に公表されても、残り一ヶ月しかない中で作業しなければいけませんので、当然ながら、期日に間に合わない場合も想定されるわけあります。間に合わなかつた場合、業者間のトラブルになることも想定されますし、こういつた部分についても、あらゆる可能性を考慮しながら公公平公正な取引を実現し、なかなか予測可能な事態に対して十分な準備に支援をすべきだと考えますけれども、この点について、経産省の考え方を伺いたいと思います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

改元に伴う情報システムの改修に当たりましては、作業内容の増加、あるいは対応スケジュール、これらについて、ユーザー企業の方々がベンダー企業の皆様に対して一方的に押しつけるのでなく、両者の間でしつかりと必要な作業内容やスケジュールについてコミュニケーションを行つて、必要な場合には契約内容の変更等も行つてい

ますけれども、この点について、経産省の考え方を伺いたいと思います。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

改元に伴う情報システムの改修に当たりましては、作業内容の増加、あるいは対応スケジュ

ケーションが円滑にとどめていますように、双方に必要な情報提供を行つてまいりたいというふうに考えております。

なお、御指摘もありましたように、改元までにシステム改修などの対応が間に合わない場合も想定されます。そのような場合でも、国民の皆様から行政機関等に対して御提出いただきました文書

あるいはデータ等については、平成表記のままであることになります。システム改修などの対応が間に合わない場合も想定されます。そのような場合でも、国民の皆様から行政機関等に対して御提出いただきました文書

ら、もうその改定内容を反映してシステムを組まなければいけない。これも、一ヶ月弱の期間でシステムの中身を改修しなければいけないんですね。しかも、診療報酬改定は二年に一度行われますので、二年に一度、そういう繁忙期がやってくるということになります。

働き方改革も今、国会で議論されておりますけれども、やはりこういった御時世になりましたの

で、三月上旬から四月頭までのこの期間に物すごく忙しくなるこの状態を何とか打開できないか、緩和できないかという課題意識のもとで質問させていただきたいと思います。

まず、このレセプトデータ、レセコンの運用状況についてお伺いしますけれども、最近は電子レセプト請求が随分と普及してきたという話を聞いております。

具体的な数字で教えていただけますでしょうか。セプト請求が随分と普及してきたという話を聞いております。実際にどのくらいの普及率なのか、

どちらが把握している最新の数字は、平成三十一年十一月の診療分についてでございます。

ここでは、レセプトの請求件数ベースで九八・四%、それから、医療機関、薬局の施設数ベースで九三・七%となっております。

○浅野分科員 九八・四%と九三・七%という数字を教えていただきましたけれども、いずれにしろ九割を超えて、かなり普及は進んでいるという認識でいいかと思います。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

レセプトの電子化の導入率につきましては、私どもが把握している最新の数字は、平成三十一年十一月の診療分についてでございます。

○浅野分科員 九八・四%と九三・七%といふ数字を教えていただきましたけれども、いずれにしろ九割を超えて、かなり普及は進んでいるという認識でいいかと思います。

電子化が進んでいるということですから、この際には、業界あるいはシステム発注をする側の努力というのも啓発していただければというふうに思つていています。

統いて、診療報酬改定に伴うレセプトコンピュータ、レセコンの改修への対応について質問させていただきます。

このレセコンの改修については、過去にもほかの国会議員の先生方が質疑をされていましたけれども、三百四十四ページあるんですね、昨年の改定のときの資料で、三百四十四ページ。し

かも、びつりと文字が書いてあって、そこに、この作業は何点ですかというのが日本語で書いてあ

るわけです。それを全部読んでコンピューターに反映させて、そういうのを一ヶ月足らずでやらなければいけないということです。想像しただけでもこれは大変な作業だなということがわかりました。

電子的にもう電子システムが組まれているわけですから、文書で出すだけではなく、例えば、電子的なテーブルを、表を用意して、これを読み込まればもうボタン一つだ、そんなふうにできれば現場の方々の苦労はなくなるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょう、御見解をお伺いします。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

電子点数表の公開についてお尋ねがございました。

これにつきましては、システム構築を円滑に進めいくという観点から、平成二十二年度以降、診療報酬点数の告示と同日に、社会保険診療報酬支払基金のホームページで電子点数表を公表するという取組を行っているところでございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。

公表しているということですけれども、その一方で、今現場が、毎回毎回、大変苦慮しているという現実がありますから、そうなるべくすると、公表の仕方ですか、公表するテーブルの内容ですとか、まだ改善の代があるんではないかと思うんですね。

私も、事務の方に少し聞きましたら、最低限必要な電子点数表はあるんだけれども、この電子点数表以外にもいろいろな場合分けがあって、この場合分けをシステムに反映するのが大変なんですねと、そんな話を聞いたわけです。

やはり、一人一人、病状ですか、性別など異なるので場合分けも必要だとは思うんですけども、そこはぜひ、場合分けをもう少し合理化したり、効率化を検討いただきたいと思ってます。

答弁は、通告はしておりませんけれども、ゼ

ひ、この場合分けをもっとシンプルにして、そして、この効率的な電子点数表の検討もぜひしていただ

きたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の件につきましては、診療報酬の算定に当たりまして、対象となるさまざまの患者の要件とか医療機関の施設基準等があるということから来ているものと思われます。

これは、患者に安全かつ有効な医療が適切に提供されるように、具体的な基準を定め、遵守していただいているものでございます。

したがって、単純に簡素化していくべきだとい

うものではないと考えておりますけれども、御指

摘のように、レセプトコンピューターの改修作業

については、負担が生じてることも承知してい

るところでございます。

このため、これまで診療報酬に係る告示、通

知内容を明確化することに努めてきたところでございますが、引き続き、現場の医療機関やシステム事業者等の負担軽減になるように、適切に取り組んでいきたいと思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

この問題は随分長い期間質疑もされていますが、引き続き、現場の医療機関やシステム事業者等の負担軽減になるように、適切に取り組んでいきたいと思います。

○浅野分科員 ゼビよろしくお願いします。

この問題は随分長い期間質疑もされていますが、引き続き、現場の医療機関やシステム事業者等の負担軽減になるように、適切に取り組んでいきたいと思います。

○浅野分科員 ありがとうございます。

では、統いて、バイオ燃料に関する質問をさせ

ていただきます。

○浅野分科員 ゼビよろしくお願いします。

この問題は随分長い期間質疑もされていますが、引き続き、現場の医療機関やシステム事業者等の負担軽減になるように、適切に取り組んでいきたいと思います。

○浅野分科員 ありがとうございます。

では、統いて、バイオ燃料に関する質問をさせ

ていただきます。

○浅野分科員 ありがとうございます。

各國・地域のバイオ燃料の導入促進政策におきましては、自然環境や農業政策の観点を踏まえる

など、それぞれの条件に応じた目標が設定されていると考えております。

御指摘いただいた三つの地域・国の状況です

が、まず、EUでは、二〇二〇年に、バイオ燃料又はEVのうち再エネ由来の電力分を合わせまして、域内の運輸部門のエネルギー消費量の一〇%とする目標がございます。アメリカでは、二〇二二年に、バイオ燃料を国内の運輸部門のエネルギー消費量の約一五%に当たる一・三六億キロリットルとする目標がございます。最後に、中国

ですが、二〇二〇年に、バイオエタノールの混合率をガソリンの一〇%とする目標がございます。

加えまして、各国、供給事業者への義務づけで

すとか税制、研究開発など、導入促進策をあわせ

て講じてはいるところです。

○浅野分科員 ありがとうございます。

いずれの国も二〇二〇年ないし二〇二二年ころ

を目途に、ある程度の導入目標を掲げているとい

うことがよくわかりました。

○浅野分科員 ありがとうございます。

では、翻つて、日本の今の方針についてお伺い

をしたいと思いますけれども、今の日本の政府が

掲げているバイオ燃料に関する方針あるいは目標

等ありましたら、御紹介ください。

○関副大臣 バイオ燃料の導入でございますが、運輸部門におきましては、地球温暖化対策と、工

エネルギー源の多様化を通じましたエネルギー安定供給対策を同時に進めることができます重要な手段として認識をいたしております。

そのため、バイオ燃料の利用を促進する観点

から、ガソリン供給を行います国内の石油精製事

業者に対しまして、二〇一八年度から二〇二二年

度までの五年間なんですが、毎年、ガソリン需要の約一%に当ります五十万キロリットルのバイ

オエタノールの使用を求めているところでございます。

また、導入を更に進めていこうということで、

一つには、バイオエタノールに係ります揮発油税や関税の免除措置や、二つには、ジェット燃料を

代替いたしますバイオ燃料の製造プロセス確立に

向けました微細藻類等を活用した研究開発などの支援策を講じているところでございます。

今後とも、国内外の技術開発の状況や各国の政

策動向につきまして情報を集めまして、国内におけますバイオ燃料利用拡大に向けて取組を進めてまいりたいと思います。

○浅野分科員 今御答弁の中で、二〇一八年から五年間、五十万キロリットルを目標に毎年消費導入をするということで取り組まれているというこ

となんですが、私の方で把握している数字です

と、今現状、日本では年間八十三万キロリット

ル程度が消費をされているそうです。

今、二三年までということで取り組んでいるところです。

とおり、中国もアメリカもEUも、国内消費の

一〇%，何の一〇%かというのは国によつて違

ますけれども、先ほど五十万キロリットルは一%

相当というふうにおっしゃいましたが、先ほど

れば一〇%という、桁が一つ違うわけでありま

す。ぜひ、日本としても、将来、例えば二〇二五

年とか、二三年以降のある時点でもう少し高いレ

ベルの目標を掲げるべきだと思っていますので、今後

の、私もこの場で議論させていただきたいと思いま

すが、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思

います。

○南政府参考人 連れて、関連して、今、バイオ燃料をこれから

導入促進する取組の一環として、二〇二〇年の東

京オリンピック・パラリンピックでバイオ燃料を

使ってジェットを飛ばそうという、そんな計画も

あるというふうに伺っております。

オリンピック・パラリンピックまでの間で、こ

のバイオ燃料関係で取り組んでいる取組の内容と

その状況についてお伺いをいたします。

○南政府参考人 お答えさせていただきます。

東京オリンピック・パラリンピックの期間中の、バイオ燃料を混合するジェット燃料を用いた商業フライトの実施に向けまして、国内の主要航

空会社、石油販売会社、バイオ燃料製造事業者、有識者などをメンバーとしました検討会におきま

して、平成二十七年七月より国土交通省とともに

意見交換や課題の整理を行ってきております。これまで六回この検討会は開催されております。
今年度につきましては、バイオジエット燃料の製造に必要な生産プロセスの確立に向けた研究開発の支援、又は具体的な燃料供給体制の検討などについて、その検討会で議論を進めているところでございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。な対応を進めてまいりたいと考えて ございます。

リンピック、パラリンピックという目標に向けて期限を切つて取り組むというのが非常に大事だと思いますので、しつかりPDCAを回していただきたいと思います。

このバイオ燃料については、最後になりますけれども、ちょっと私の方から海外の事例も紹介させていただきます。

先ほどの、アメリカやヨーロッパ、中国でも目標

マップを既につくつてあるということでありまして、こちらも排出量取引ということで、バイオ燃料で消費した分はCO₂排出量をゼロとみなすことができる、そんな法整備もされているそうであります。

やはり利用を促進するための環境をしっかりとし政府がリードしてあげる必要性もあると思いますので、ぜひこういった海外の事例も参考にしていただいて、今後、より一層、純国産エネルギー資源ですから、取組の方も加速をしていただければというふうに思つております。

では、時間、限られております。最後の質問をさせていただきます。

自動走行車両の実用化に向けた質問、これは大臣にお伺いしたいと思います。

本年の通常国会の中では、国土交通省の方から道路運送車両法の改正案が出ておりまして、その中身というのは、通常一般の道路で自動走行車両が走行できるような法改正の中身となつていま

○世耕国務大臣 やはり、自動運転のような第四次産業革命に向かっていく中では、ある程度競争領域と協調領域を分けて考えなければいけないと思っていまして、この自動運転においても、協調領域というところを明確にしていくことが重要だと思っていまして、これは今、関係企業とか関係業界と我々も議論を深めているところであります。

そういう中で、例えば地図ですか、あるいはサイバーセキュリティの問題などは、これまことにメークーを超えた協調領域としてしつかり取り組んでいかなければいけないと思っています。

いただきましたけれども、標準化というのを考えた場合に、やはり今、国内標準ではなく、もう世界の国際標準の時代だ。それに対して、日本というのは、標準化に関しては、スピード感という部分でまだまだ世界に追いつくには課題があるんじゃないかというふうにも思つております。それを解消するためには、やはり政府がある程度リーダーシップをとつて業界をまとめていただいて、内側の争いよりも、大同団結して世界と戦っていく、本当の対戦相手は世界なんだ、そういう雰囲気をつくらなければいけないと思いますが、大臣も、たしか昨年そんなことをおっしゃつていたと思いますけれども、ことし、いよいよ自動走行車両が合法化されるかも知れないという状況において、やはり一步でも半歩でも早く、経産省としては、私も経済産業委員会所属ですので、國交省あるいは内閣府の取組をむしろ経産省がリードする、そんな気概でやつていただきたいと思つていますので、最後にお願いをして、質問を終わらしたいと思います。

○宮下主査、これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

○国光分科員 茨城六区の国光あやのでござります。
質問の機会をいただきまして、大変ありがとうござります。

ます。月曜日の予算委員会でも御質問をさせていただきました農事用の電力の関係でございま
す。

まずもつて、世耕経済産業大臣のリーダーシッ
プに本当に心から御礼を申し上げたいと思つてお
ります。

といいますのが、月曜日に農事用電力の御質問をさせていただきました。非常に土地改良区や農協の皆様方から御不安の強い、来年経過措置が撤廃されることによつて、農業用、今低価格に抑えられているこの規制が撤廃され、ちょっと高コ